

(6) 倉庫用建物等に係る特例措置の延長及び拡充

物流システムの効率化及び製品輸入の増大に対応するため、倉庫用建物等に係る課税の特例措置の適用期限を延長するとともに、特例措置の対象として認定トランクルーム等を追加する。

(延長)

○所得税・法人税：割増償却 5年間16%（倉庫）

〔特定臨港地区内の倉庫及び物資流通拠点地区内の倉庫が対象〕

○固定資産税・都市計画税：課税標準5年間1/2（倉庫）

課税標準5年間3/4（保税蔵置場、港湾上屋等）

〔輸入対応型物流施設及び流通システム効率化物流施設が対象〕

(拡充)

○所得税・法人税：認定トランクルーム、保税蔵置場及び港湾上屋を追加

○固定資産税・都市計画税：認定トランクルームを追加、事業主体を拡大

○特別土地保有税：認定トランクルームを非課税

<認定トランクルーム制度の目的・効果>

倉庫業法を改正し、優良なトランクルームの認定制度を創設

○優良なトランクルームの整備促進
による利用者利便の向上
○収納スペース増加により住環境の
改善に寄与

<保税蔵置場、港湾上屋>

近年の製品輸入の増大により、保税蔵置場、港湾上屋を利用するケースが増加

○保税蔵置場、港湾上屋の整備促進
○港湾運送事業者の事業主体の拡大による効率的整備の促進

保税蔵置場：関税を支払わずに貨物を保管できる場所として税関長が許可したもの

港湾上屋：港湾運送事業者が運送を請け負った貨物の受取から引き渡しまでの間に一時保管を行う施設